

## ◇ 小ホール 学校主催免除使用料

(単位:円)

区分			使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
					(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を徴収しない場合	平 日	準 備	3,304	5,880	8,064	15,568		
		本 番	4,720	8,400	11,520	22,240		
土・日・休日	土・日・休日	準 備	4,682	8,624	12,208	23,240		
		本 番	6,688	12,320	17,440	33,200		
入場料を徴収する場合	入場料が1,000円以下の場合	平 日	準 備	3,304	5,880	8,064	15,568	
			本 番	4,960	8,800	12,080	23,280	
		土・日・休日	準 備	4,682	8,624	12,208	23,240	
			本 番	7,024	12,880	18,320	34,880	
	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	平 日	準 備	3,304	5,880	8,064	15,568	
			本 番	5,200	9,200	12,640	24,400	
		土・日・休日	準 備	4,682	8,624	12,208	23,240	
			本 番	7,360	13,600	19,200	36,480	
	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平 日	準 備	3,304	5,880	8,064	15,568	
			本 番	10,160	18,160	25,040	48,000	
		土・日・休日	準 備	4,682	8,624	12,208	23,240	
			本 番	14,480	26,720	37,840	71,920	
入場料が5,001円以上の場合	平 日	準 備	3,304	5,880	8,064	15,568		
		本 番	13,440	23,760	32,560	62,800		
	土・日・休日	準 備	4,682	8,624	12,208	23,240		
		本 番	18,880	34,960	49,440	94,000		
練習を目的として使用する場合		平 日	1,416	2,520	3,456	6,672		
		土・日 休日	2,006	3,696	5,232	9,960		
楽屋	第 1 楽 屋		2,800	2,800	2,800	7,120		
	第 2 楽 屋		2,800	2,800	2,800	7,120		

(注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。

3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。

5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。

6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。

7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

8 学校主催免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める学校が主催する芸術文化に関する催物の場合に適用します。その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の80%に相当する額とします。(楽屋を除く)